

健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率を公表します。

■健全化判断比率

(単位: %)

指 標 名	令和6年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	説 明
実 質 赤 字 比 率	—	13.65	20.0	一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、八雲町は黒字となっているため発生しておらず「—」で表示しています。
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	18.65	30.0	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、八雲町は黒字となっているため発生しておらず「—」で表示しています。
実 質 公 債 費 比 率	8.2	25.0	35.0	一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、八雲町は早期健全化基準を下回っております。
将 来 負 担 比 率	—	350.0		一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、八雲町は比率が発生しておらず「—」で表示しています。

※標準財政規模＝通常水準の行政を行う上で必要な一般財源(地方税や交付税)の総額で、八雲町は83億9,892万7千円となっております。

■資金不足比率

(単位: %)

会 計 名	令和6年度決算	経営健全化基準	説 明
水 道 事 業 会 計	—	20.0	公営企業会計ごとの資金不足の事業規模に対する比率で、すべての会計において資金不足が発生しておらず「—」で表示しています。
熊石地域簡易水道事業 会 計	—	20.0	
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0	
農業集落排水事業会計	—	20.0	
病 院 事 業 会 計	—	20.0	